

# 入札監理小委員会 第505回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第505回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年5月30日(水)17:21～18:55

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価(案)の審議

- 取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務(国土交通省)
- 「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」及び「マザーズハローワーク」における求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務(厚生労働省)
- 建設業取引適正化センター設置業務(国土交通省)
- 放射線利用技術等国際交流(研究者育成)業務(文部科学省)

<出席者>

(委員)

尾花主査、浅羽副主査、川澤専門委員、辻専門委員

(国土交通省)

不動産市場整備課 丸茂企画専門官

不動産市場整備課 丸山調査係長

(厚生労働省)

総務課首席職業指導官室 小野寺首席職業指導官

総務課首席職業指導官室 鈴木室長補佐

総務課首席職業指導官室 横田若年者就職援助係長

(国土交通省)

建設業課建設業適正取引推進指導室 須田室長

建設業課建設業適正取引推進指導室 茂原課長補佐

建設業課建設業適正取引推進指導室 佐藤係長

(文部科学省)

研究開発戦略官(核融合・原子力国際協力担当)付

開発企画課核不拡散科学技術推進室 嶋崎室長

研究開発戦略官(核融合・原子力国際協力担当)付

開発企画課核不拡散科学技術推進室 春日室長補佐

(事務局)

足達参事官、小原参事官

○尾花主査 少々おくれて失礼いたしました。それでは、ただいまから第505回入札監理小委員会を開催します。

本日は、「取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務」、「『新卒応援ハローワーク』『わかものハローワーク』及び『マザーズハローワーク』における求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務」、「建設業取引適正化センター設置業務」、「放射線利用技術等国際交流（研究者育成業務）」の実施状況及び事業の評価4件の審議を行います。

まず初めに、「取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務」の実施状況について、国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課丸茂企画専門官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○丸茂企画専門官 国土交通省土地建設産業局不動産市場整備課の丸茂と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

「取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務」の実施状況についてということでご報告をさせていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

まず、事業の概要でございます。概要ということで、こちらの「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づきまして民間競争入札を行いまして、平成28年度から取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務を実施しております。

まず、業務の内容でございますが、国土交通省では、不動産市場の透明化、取引の円滑化、活性化等を図るため、不動産の取引価格等の調査を行いまして、不動産取引価格情報を公表してございます。本業務は、取引価格情報の提供に関する業務のうち、登記データの加工、調査票発送データの整備、調査関係資料の作成、公表データの整備及びその他必要に応じたデータ整備等を実施するとともに、データの信頼性向上等を目的として作業方法等の改善の検討を行うものでございます。具体には、登記データを調査票の形式に変えていきまして、また、返ってきた調査票について公表するデータに加工していくというものでございます。

次に契約期間でございます。平成28年9月1日から平成31年3月31日まで、業務期間は5カ月間の準備期間を設けてございますので、平成29年2月1日から平成31年3月31日までとなっております。

受託事業者は、一般財団法人土地情報センターでございます。

次に、実施状況の評価期間でございますが、平成29年2月1日から平成30年3月31日までを評価してございます。

受託事業者決定の経緯でございます。当該事業につきましては、実施要領に基づきまして、入札参加者（２者）から提出された業務提案書に基づきまして審査した結果、いずれも必須項目の評価基準を満たしてございました。入札価格につきましては、平成２８年８月１５日に開札を行った結果、いずれも予定価格の範囲内でございます。総合評価によりまして一般財団法人土地情報センターを落札者として決定したところでございます。

ページをおめくりいただきまして、２番、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。

実施要項に置いて定めた民間事業者が確保すべきサービスの質の達成状況に対する評価は、以下のとおりでございます。

まず、評価事項といたしまして、結果の正確性、工程の確実性、情報取扱の安全性の３つの柱がございますが、まず、結果の正確性につきましては、事業者に起因するクレームというものの件数が調査票発送件数の０．０１％以下であることという指標を立てておりまして、実際の評価の結果でございますが、０．０１％を下回っておりまして、具体には０．００１８％というところでございます。

また、工程の確実性につきましては、事業者に起因する納品スケジュールの遅滞が皆無であることということですが、こちらにつきましてもスケジュールの遅れはなく実行されております。

情報取扱の安全性でございますが、業務の遂行に当たりまして入手した個人情報等について、その漏えいが皆無であることということで、評価でございますが、業務遂行に当たりまして、個人情報漏えい等の事案は発生しておりません。

以上のことからサービスの質は確保されていると考えているところでございます。

次、３番目でございます、実施経費の状況及び評価でございます。（１）で、実施経費の状況というものを、平成２９年２月から平成３１年３月までの契約金額と、その市場化テスト開始前の比較を表にしてお示ししてございます。

まず、市場化テスト開始前、平成２７年４月から平成２８年３月の１年分が２億６８０万円でございます。また、平成２８年４月から平成２９年１月、こちらは１０カ月業務になります。２億２、５３６万円となっており、１年間で平均いたしますと２億１、６０８万円となっております。

市場化テストの結果の契約金額を次の欄に記載しておりまして、実施経費は３億９、８００万円でございますが、１年に相当する額にいたしますと１億８、３６９万２、０００円と

いうことで、削減額が3,200万円ほど、また、削減率が約15%となっているところがございます。

以上のように、市場化テスト開始前の実施経費と比較いたしまして、1年間のベースでございますが、約15%の経費の削減効果があったと考えてございます。

4番、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。民間事業者からは積極的に改善提案が出されまして、業務をより効率的に、正確に実施したと考えております。

具体には、まず、調査票にバーコード付与することで調査票の回収作業等に要する期間を短縮しております。また、複数の土地、不動産が一括で取引されたため、個々の価格が不明なデータですとか、また、明白な記載誤りがあるデータを除外することにより、データの質を向上しております。また、3つ目でございますが、調査の回答内容を電子入力する際にミスが起りやすい項目について整理し、当該項目について調査票と突き合わせを行うことによりデータの正確性の確保に努めているところでございます。

5番、全体的な評価でございます。本業務に関しまして、国土交通省及び委託者に寄せられるクレームのうち、事業者に起因するクレームの件数は0.01%を下回ってございまして、本業務が正確に実施されたものと評価してございます。また、本業務に関して事業者に起因するスケジュールの遅滞はなく、本業務の工程は確実に実施されたものと評価してございます。さらに、本業務に関しまして、個人情報の漏えい等の事案は発生しておらず、本業務において情報は安全に取り扱われたものと評価しています。このため、本業務の遂行に当たり確保されるべきサービスの質については、十分に達成されたものと認めてございます。また、入札に当たって2者が応札してございまして、競争性は確保されたと認められ、また、実施経費につきましても市場化テスト開始前と比較いたしますと3,238万8,000円、約15%の削減となっております。経費の削減という観点からも成果を上げたものと考えております。

6番で、今後の事業についてでございますが、上述のとおり、本事業につきましては良好な実施結果が得られておりますので、「市場化テスト終了基準及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等管理委員会決定)Ⅱ.1.(1)の市場化テスト終了基準に照らしますと、以下のとおりとなると思っております。

まず、1つ目でございます。実施業務中に受託民間事業者が業務改善指示等を受けたことはなく、業務に係る法令違反行為等もなかった。2つ目、国土交通省において、実施状

況についての外部有識者等によるチェックを受ける総合評価委員会が設置されておりまして、今後も引き続き外部有識者等のチェックを受ける仕組みを備えてございます。3つ目でございます。2者の応札があつたことから競争性は確保されていると考えております。

次のページに行きまして、4番で、確保されるべき質に係る目標を達成してございます。5つ目で、従来経費と比較いたしまして経費削減の点で効果を上げていると思っております。

上記のとおり、本事業は市場化テスト終了基準を満たしておりまして、今期事業をもって市場化テストを終了し、今後の事業を国土交通省の責任において行うこととしたいと考えております。また、この市場化テストの経験を踏まえまして、今後も引き続き、競争性ですとか、サービスの質が維持できるよう取り組んでいきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 事務局から説明をさせていただきます。委員の先生方にお配りした資料A-1に基づいてご説明させていただきます。

まず、事業の概要ですが、今、実施府省のほうからご説明がありましたので、こちらについては割愛させていただきます。

先ほどご説明があつたとおり、契約期間は平成28年9月1日から平成31年3月31日、業務期間は、引継期間を5カ月設けまして、平成29年2月1日から平成31年3月31日までとなっております。受託事業者は一般財団法人土地情報センターでございまして、契約金額は3億9,800万円、単年度当たりに直しますと1億8,369万2,000円となっております。入札の状況に関しては2者の応札がございまして、2者とも予定価格内となっております。選定の経緯ですが、1者応札が続いておりましたので、平成25年度の基本方針において選定されております。

評価の項目に参ります。まず、概要ですけれども、事務局としましても終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

次ページに移っていただきまして、確保されるべき質の達成状況ですが、先ほど実施府省からの説明がありましたように、結果の正確性、工程の確実性、情報取り扱いの安全性、各項目において確保されるべき質を達成していると考えております。

また、民間事業者からの改善提案に関しましても積極的な提案がされており、期間の短縮やデータの質の向上等に資する改善提案がされており、この点に関してもサービスの質が向上したというふうに考えております。

(3)の実施経費につきましては、従前の経費が1年当たり2億1,608万円、実施経費につきましては1億8,369万2,000円と、削減額3,238万8,000円、削減率は15%の削減を達成しております。

選定の際の課題に対応する改善ですが、競争性に問題があったことから、参入障壁を軽減するためさまざまな方策がとられており、結果、2者応札に至っており改善が認められたと考えております。

3ページ目に移っていただきまして、評価のまとめですが、確保されるべき達成目標については全て要求水準を満たしております。また、民間事業者からの積極的な提案もあり、質の向上に貢献したということが評価できるかと思えます。また、実施経費につきましても、従前経費から約15%の経費削減がなされており、さらに参入障壁軽減のための取り組みにより2者応札に至っておることから、競争性にも改善が認められます。

最後に今後の方針ですけれども、法令違反等なく、また、外部有識者におけるチェックを受ける予定であるということ、また、2者応札によって競争性が確保されていること、また、質も全て達成目標を満たしていること、経費削減においても、削減率15%の効果を上げていることから、指針の(1)によって終了プロセスに移行することが適当であるというふうに考えております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。今回、2者の応札があったということで、落札者以外の者がシステムインテグレーターのようなシステム会社だったかと思えます。今回、新たな参入が得られた最も重要だった点といたしますか、改善が図られた点というのはどういうことだと評価されていますか。例えば、参加要件を緩和した点ですとか、引継期間を長くした点ですとか、そのあたりいかがでしょうか。

○丸茂企画専門官 今のご質問でございますけれども、事業者から今まで何が課題だったかというあたりですとか、今後どうしていったほうがいいのかというところを聞いているところから考えますと、引継期間、業務の準備期間というところと、やはり規模の大きい業

務になりますので、単年ではなく複数年になったところが大きいというふうに考えております。

○川澤専門委員 わかりました。今後は、仮に市場化テスト以外の入札方法で入札を実施した場合に、そのような複数年ですとか、引継期間というのは継続して設けられる予定なのでしょうか。

○丸茂企画専門官 我々としましては、こういう改善を進めていきたいと考えておりますので、関係部局ともいろいろ連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「取引価格等土地情報の実査・提供等に関する業務」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ただいま川澤委員からご指摘がありました複数年、引継期間等々に関しては、さらに今後の検討を事務局としても求めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○尾花主査 それでは、本日の、審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

（国土交通省退室、厚生労働省入室）

○尾花主査 続きまして、「『新卒応援ハローワーク』、『わかものハローワーク』及び『マザーズハローワーク』における求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に実施状況について、厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室小野寺首席職業指導官よりご説明をお願いしたいと思います。

○小野寺首席職業指導官 首席職業指導官室の小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから資料に基づきましてご説明を申し上げますが、その前に、資料B-4としてお配りをしております資料に基づきまして、1件、ご報告とおわびを申し上げます。

本事業につきまして、28年の4月から3年度間、取り組んできているものでございますが、東京と愛知、大阪、3カ所の「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」及び「マザーズハローワーク」、この3施設におきまして求職登録をされている方で、特に

支援が必要な方に対してキャリア・コンサルティング、あるいはセミナー等を通じまして、職業、就職の実現を図っていくということを目的に民間に委託して実施をしております事業でございますが、この事業実施に当たりまして、事業目標の設定を変更した経緯がございます。2番の(1)のところに書いてございますが、大阪労働局で大阪マザーズハローワーク、及び堺のマザーズハローワーク、ここの2カ所におきまして、オリエンテーション(初回相談)と新ジョブ・カードの作成支援及びキャリア・コンサルティングの事業目標につきまして、東京、愛知の数値と比べまして非常に高い割合での設定となっていたことから、この2つの施設についての事業目標を改めまして設定をしております。

(2)にございますように、初回相談については1,210人、それから新ジョブ・カード作成等について790人ということで、具体的に申し上げますと、前年度の新規求職者数の1割を初回相談の事業目標として東京、愛知については設定をしておりますが、大阪のみ2割の設定になっておりましたところ、東京、愛知に合わせて1割として目標を設定したという経緯がございます。

本件につきましては、本来であれば、こちらのほうの委員会等にお諮りをした上で変更するべきところではございましたが、そこを失念いたしましたこと、大変申しわけなく思っております。おわび申し上げます。

今後につきましては、こうした変更が必要となった場合、速やかに総務省等にご連絡、お諮りをした上でやらせていただきたいというふうに考えております。

以上、ご報告とおわびでございました。

事業のほうのご説明に移らせていただきます。資料2をご覧くださいと思います。

事業内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、平成28年度からの3年度間、実施をしております。今回、調査期間といたしましては、28年度と29年度の2年度間を設定しております。

受託事業者及び入札の状況でございますが、それぞれの局につきまして、表に書いてあるとおりでございますが、大阪のみ1者応募となっております。入札に参加しなかったけれども説明会に参加した業者への聞き取りからは対象となるハローワーク数が複数あったり、あるいは、セミナーの内容が多岐にわたっていたということで、人員の確保等を理由に参入しなかったというようなことでございました。

契約金額についても、(5)に記載しているとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、サービスの質に関する達成状況及び評価についてで

ございます。

本件につきましては、参加をされた方に対するアンケート調査を実施しております。それぞれの事業について役立つものであったかどうかということをお願いして、目標といたしまして80%以上ということで、結果としては、いずれも80%を上回っております。

次に、3ページの事業の履行状況でございます。必須支援といたしております(1)、(2)、初回相談と、ジョブ・カード等の作成及びキャリア・コンサルティング、これは4ページにありますが、これにつきましては、その目標に対しまして事業の実績というのは比較的低い状況になってございます。

また、(4)、これは6ページに表記してありますけれども、セミナーの利用者数につきましては、「わかものハローワーク」については同一施設で行われていることから水準を超えている状況でございました。(3)、(5)として、セミナーの回数及び託児のサービスにつきましては、いずれの施設についてもおおむね水準を超えているような状況でございました。

ページを少し飛んでいただき、7ページでございますが、実施経費についての評価でございます。28年度及び29年度の実施経費について、以下、表に記載してございます。いずれの局におきましても、実施経費については上昇しております。また、2年度の平均と27年度を比較いたしました。愛知労働局においては削減ということになりましたが、残りの2局については上昇ということになっております。ただし、平成27年度については、「わかものハローワーク」のみで実施していた事業でございまして、また、職業相談等、28年度以降には含まれていない事業も支援内容として含んでございます。それと、28年度以降につきましては3施設ということで、実施施設が増えているということで、この実施経費の単純な比較というのは困難であるというふうに考えております。

5番の受託者の創意工夫及び改善実施事項でございます。

キャリア・コンサルティングにつきましては、キャリア・コンサルティングの実施に向けての誘導が1つの課題であったわけでございますけれども、セミナー等の場にキャリア・コンサルティングを行うキャリア・コンサルタントが、サービスを周知するリーフレット等を持ち込んで、求職者を直接、取り込むというようなことで周知に取り組んできたということがございます。そのようなことで一定の効果が上がってきているかなというふうに考えております。

それから、セミナーにつきましても、実施内容等を利用者ニーズに合わせるということで、参加者数の増加に努めております。あわせまして、インターネットにエントリーサイトを開設し、空き状況の確認や一次受付、キャンセル待ちを行うといったようなことで、利用者の利便性を図ったことを通じて参加者の確保につなげていったということがございました。

それから、6番の外部有識者による評価でございます。

満足度等につきまして目標を達成しているということで一定評価はできるものの、やはり、窓口への誘導ということが1つの課題であろうという指摘を受けてございます。

8ページ、やはり、セミナー受講、キャリア・コンサルティング、職業紹介までという過程全てが一貫性を持って行うことが必要ではないかという指摘がある中で、一部分を切り出して他の担当者に任せるといったことで利用者があまりこの施設の利用を望まないのかもしれないというようなご指摘もございました。

また、全体としては、新規求職者が非常に減ってきてございますので、そういう意味では、全体としての目減りというのもやむなしということもあろうかと思っておりますけれども、やはり、2点目の指摘と同様に、一部について、別の方が引き継いでいくというところは難しさがあるというようなご指摘をいただいております。

それから、7番、全体的な事業評価でございます。

入札に当たりましては幅広く周知を図っておりまして、説明会には、ある程度の参加がございました。その結果、2労働局については複数からの入札がありましたけれども、1労働局については、先ほど申し上げたように1者応札となっております。

それから、実施経費につきましても、先ほど申し上げましたが、いずれの局につきましても経費が増となっております。

全体の評価でございますが、質については高い評価を得ているものの、やはり、求職者セミナー等、一定のニーズがあるもの以外、物理的な要因も含めまして、利用者の呼び込みというところで課題を抱えているかなというふうに考えております。

あわせまして、1労働局について1者応札になったということで、競争性の確保についても十分とは言えない結果となったというふうに考えてございます。

最後に、今後の事業についてでございます。必須支援であります初回相談、それからキャリア・コンサルティングにつきましても、利用者のニーズ、一貫した支援を受けたいといったようなこともございますし、物理的に離れた施設にあるというようなこともござい

ます。そういったようなニーズも踏まえまして、ある程度、対象者を絞り込んでいくことが必要かなというふうに考えてございます。

また、セミナー等につきましては、実績は比較的好調ではございますけれども、周知広報等、一層強化を図りまして、利用者数の増を目指していきたいというふうに考えてございます。

私の説明としては以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、資料B-1に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、Iの事業概要等につきまして、厚生労働省のほうからご説明があったので割愛させていただきますが、入札の状況につきまして、東京労働局4者、愛知労働局4者、大阪労働局1者となっております。

また、選定の経緯につきましてなのですが、公サ法に基づく民間事業者への意見募集を行ったところ提案があり、厚生労働省へのヒアリングを経て市場化テストの対象としたというところでございます。

ページをめくっていただきまして、IIの評価のところでございます。1、概要ですけれども、市場化テストを継続することが適当であるとさせていただいております。対象公共サービスの履行状況において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であるとしております。

2、検討についてでございます。（1）評価方法について。厚生労働省から提出された平成28年4月から30年3月までの実施状況について、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行うものでございます。（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価についてなのですが、こちらについても説明があったので割愛させていただきますが、全体的な評価として質が達成していると言うことはできないのかなというふうに考えているところでございます。

ページを飛んでいただきまして、8ページ目をお願いいたします。（3）実施経費についてでございます。こちらについて、市場化テスト従前の平成27年度と、今回の評価期間である28年度、29年度の平均について比較をしたところ、2つの労働局については経費増、愛知労働局については減という形でございます。ただ、平成27年度の経費につきましては、あくまで推計値であるというところから、実施経費についての比較は困難であ

るとさせていただきます。

(4) 選定の際の課題に対する改善でございますが、選定の際に包括化したほうが効率的ではないかという意見をもとに市場化テスト対象としたところではございますが、まずは、質の設定等、改善が必要であるとさせていただきます。

よって、(5) 評価のまとめでございますが、質につきまして、民間事業者の提案などにより一部、質の向上等が認められたものの、キャリア・コンサルティングの支援者数等では目標達成率が低い項目などもあり、達成されたと評価することは難しいとしております。また、実施経費につきましても、単純比較困難なこと等を理由に挙げさせていただきます。また、評価することはできないとさせていただきます。

よって、(6) 今後の方針、9ページ目になります。以上のとおり、業務の履行状況という点において課題が認められ、競争性の確保及び経費について勘案した結果、本事業について良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるため、次期事業については、適正な目標値となるよう検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとして案をつくらせていただいております。

以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。資料の2の最後の8ページ目の上から2行目ぐらい、「職業紹介までの過程はすべて一貫性が必要。その一部分を切り出して、他の担当者に任せるとするのは、利用者はあまり望まないかもしれない」ということが書かれてございますけれども、これ、実際にこの利用者の方に一貫性が必要で、一部分、ほかの担当者がやってしまうと、ちょっとそのサービスは受けたくないとか、そういう実際のアンケート等を実施なさったところなんですか。

○小野寺首席職業指導官 これについては、特にこうした明確なアンケートで把握したのではなくて、おそらく、定性的にそういうふうに言われているのではないかというようなことではないかというふうに思いますが。

○辻専門委員 だったら、実際に何人か抽出して話を伺うとかという予定は今のところあるのでしょうか。

○小野寺首席職業指導官 特にそういったことは考えてございません。

○辻専門委員 わかりました。

○浅羽副主査 ご説明いただきありがとうございます。ご説明いただいた最後に、オリエンテーション、キャリア・コンサルティングについて、今後、利用者のニーズも踏まえ、対象者を絞るとともに適切な目標値とするというふうにされているんですけども、この結論を導き出す前提として、今回その達成率がかなり低かった原因が、受託事業者にはその責務はないというふうに理解されているのかどうか、あるいは、地域によって若干ばらつきがあるので、よりよいところがないわけではなかった、あるいは、いま一つのところがあったというような評価をされているのか、その点をご教示いただきたいと思います。

○小野寺首席職業指導官 受託事業者にその責務があるかというか、そこについては、やや精査がし尽くされていないかなというふうに思いますけれども、職業相談・職業紹介というのはキャリア・コンサルティングの一部でもございますので、3施設においてサービスの流れが始まっているのに、外部の委員のご指摘にもあったように、さらにそこにキャリア・コンサルティングというサービスを別の施設に誘導して行うという、もともとこの事業立て自体が非常に難しい立てつけになっているかなというふうにも考えます。

ある意味、その難しい中で、最初の入り口への誘導というのがもう少しまくスムーズに流れていかないと、目標値自体もかなり高い、もともと高いかなと。求職者全体も減っているというお話も申し上げましたが、その母数が多少あったとしても、誘導する部分についての目標の設定がやや高いかなというふうに考えておきまして、目標値も少し適切にした上で、受託事業者についても、もし、さらに改善点があるならば、そこは取り組んでいただこうとは思いますが、もともとやはり、事業自体が非常に難しい立てつけになっているかなというふうに考えています。

○川澤専門委員 今の対象者を絞るとともにというところなんですけれども、この1ページ目の事業の概要のところ、事業の目的の3行目から4行目にかけて、「職業意識が不明確で自主的な選択ができない者」といった、求職者の中でもこういった属性の方という形で絞り込んでいっちゃうとは思いますが、そういった対象者を、ある意味、どのぐらいの方がいっちゃうのかとか、絞り込むことというのはできるのでしょうか、属性に応じて絞り込むのはなかなか難しいのかなというのがある一方で、例えば、全体の1割というようなざっくりした数字ではなくて、そういった方がどのぐらいいるのかという潜在的な数字があれば、より現実的な目標値になるのかなと思ったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○小野寺首席職業指導官 ある意味、この事業概要の対象者に掲げている者というのは、ハローワークにいらっしゃる求職者で見ると、そんなに少ない層ではないと思うんです。ただ、その中で、さらに絞り込んで時間をかけたキャリアコンサルティングをじっくりやるというところまで落とし込んでいくと、おそらく1割よりは、済みません、ちょっと定量的な数値がないので何とも言えませんが、もう少し絞り込まれるということと、また支援を受けるために物理的に離れたところまで、特にマザーズハローワークは、お子さんに遊んでいただけるようなキッズコーナーもございますので、そこから切り離してキャリアセンターのほうにつないでいくという、そこにちょっと利用者のニーズがどこまで十分に満たされるかなというところは難しいのかなというふうに思っています。

○川澤専門委員 少なくとも、ハローワークに訪問した時間帯の前後にキャリア・コンサルティングを受けるですとか、そういった連携みたいなもの、例えば、訪問の調整とか、内容の調整とか、そういったものはされているのでしょうか。

○小野寺首席職業指導官 というよりも、実態としては、おそらくその3施設のほうでもご相談を進める中で、やはりちょっと実際の応募なり、具体的な求職条件だったりの絞り込み以前の問題として、もう少しご自身のキャリアを深く考えていただいたほうがいいというところを相談者が把握した上で誘導しているというのが実態かなと。あるいは、ハローワークのほうでの相談は煮詰まってきていて、環境なり相談者を少し変えたほうがいいかなというところで誘導していくというような、言ってみると、なかなか生身の人間ですので、こういう方はこちらにというふうな、そういったパターンでは処理できない部分があって、あらかじめ決めているというよりは、ハローワークの相談員が相談を進めながら選定をしていくということが実際としては多いのだと思います。

○川澤専門委員 なるほど。そうしますと、おっしゃっていただいたとおり、あまり必要のない方に追加的なサービスをしてお互いの時間を浪費するのはむだだと思いますので、その積み上げの数値で目標値のようなものが設定できれば、望ましいと思いますので、そこはぜひ、次のときにご検討いただければと思います。

○小野寺首席職業指導官 はい、了解いたしました。

○尾花主査 1点、質問なんですけど、5ページで、例えば、東京労働局のマザーズのセミナーを241回して、目標達成率が166.2%になっています。次の6ページ目の求職者セミナーによる集団指導利用者数ですが、マザーズについては84.4%となっています。これは、事業目標で145回以上のセミナーをしてくださいというところを、100回を

超えるセミナーをしたけれど、実際、指導できたのが84.4%という読み方をするのでしょうか。

○横田若年者就職援助係長 こちらは実施回数の目標と利用者数の目標の両方を設定しておりますけれども、ご指摘のとおり、実施回数につきましては241回と目標を超える回数を実施しましたが、残念ながら1回当たりの利用者数が少なかったこともあり、利用者数の目標については未達成となっております。

○尾花主査 わかりました。そうすると、これは、委託費による支払いかと思うので、マザーズのセミナーは事業者さんが100回多くセミナーをすれば、その分、委託費を払っていて、実費精算しており、でも、実際に集団指導ができたのは84.4%という結果になっているのでは、数字だけを見ると費用対効果ではうまくいっていないような印象を受けるんですが、そういった業務の遂行方法について、実施府省さんのほうで何か今後、助言もしくは監督、もしくは何か履行方法について定めるというようなことはお考えでしょうか。

○横田若年者就職援助係長 これは入札により事業を行っているものでございますので、受託した後に、セミナーを実施した分に依りてその分だけお金を払うというのではなく、あくまで契約の範囲内でお支払いすることになります。事業者が、回数を多く実施したからといってその分多くコストが発生するというものではないと理解をしておりますけれども、実際、一方でご指摘のとおり、セミナーを実施したけれども利用者がなかなか集まっていないという点は、コスト面において課題があるかと思っておりますので、その点については検討させていただきたいと思っております。

○尾花主査 ありがとうございます。それから、履行状況について目標達成率というのを見ますと、例えば、非常に目立つのは、東京のオリエンテーションは、マザーズは1人しかおいでになられていなくて、東京なんかについて見ると、目標達成率は3.1とか0.1等、非常に少ない数字になっていて、これの原因分析としては、物理的な要因だとか、雇用失業情勢だということなんですが、そういうこと以外にも、もしかしたら、事業の組み立ても変えたほうが第三者的にはよいのではないかという結果のような印象を受けております。ですので、次期、なされる際には、内容も多少見直されたほうがよろしいのではないかなという印象を受けました。

その意味で行きますと、そのアンケートの部分では、どんなところがよかったかとか、評価の点だけではなく、どういったサービスが利用しやすいかという、就職意欲について

つかみにくい、若者の気持ちをつかむという意味で、評価の観点ではなくて情報収集の観点からされると、後々の業務の構成をうまくできるのではないかという印象も受けました。これは印象でございますので、何か次期の検討でお考えいただけるとうれしいです。

○小野寺首席職業指導官 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「『新卒応援ハローワーク』、『わかものハローワーク』及び『マザーズハローワーク』における求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務」の事業の評価等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。ありがとうございます。

(厚生労働省退室、国土交通省入室)

○尾花主査 続きまして、「建設業取引適正化センター設置業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に実施状況について、国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業適正取引推進指導室、須田室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○須田室長 国土交通省建設業課の須田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、建設業取引適正化センター設置業務の実施状況についてご説明いたします。

まず、資料のほう、事業概要ということで、資料C-3をごらんいただけますか。本事業は、一番冒頭、目的が書いてありますが、建設工事の請負契約をめぐるトラブル・紛争について、弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切かつ迅速なアドバイス等を通じ、取引の適正化を推進するものです。

課題となっていることは、建設業におきましては、受発注者間、元請下請間の取引におきまして片務性であるとか、下請へのしわ寄せが指摘されているということで、取引の適正化が課題となっております。一方、工事代金の不払い等の請負契約をめぐる相談等も多数寄せられている状況にあるということでもあります。

このため、本事業においては、対策・施策の内容にあります。下請代金不払い等のトラブルを抱えた相談者に対して、弁護士や土木・建築の学識経験者等により、紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス、または建設業法・関係法令違反に対する行政機関の紹

介、または、あっせん、調停、仲裁等の希望者に対する紛争審査会、こういった手続きを紹介するというものでございます。

資料3-1のほうに戻りまして、事業の内容の「本業務の実施にあたっては」というところですが、この実施に当たりましては、東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置の上、2名の常勤職員を専任で配置、また、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者を、それぞれ相談窓口勤務させ相談業務を行うという内容になっております。

事業の実施期間は4月から3月までの1年間を通してということで、受注事業者は、公益財団法人の建設業適正取引推進機構というところになっております。

受注事業者決定の経緯としましては、29年度におきましても入札参加者1者でありまして、審査の上、落札という形になっております。

2. 確保されるべき質の達成状況及び評価であります。 (1) の業務の適切かつ確実な履行につきましては、事業実施者は、業務の実施に当たり、業務分担や相談の受付・回答の流れ等を示した実施要領や業務フローチャート、そして相談申し込みの様式を作成し、これに基づき、適切かつ円滑に業務に当たっているということ。また、業務報告につきましても、相談受付・指導整理簿等の様式を定め、指定期日までに報告がなされているという状況にあります。

(2) の回答率であります。毎月100%ということで、要求水準である80%を上回る結果。また、相談対応結果の満足度につきましても、「大変参考となった」と及び「参考となった」とするものが、要求水準である80%を上回っている結果となっております。

3. 実施経費の状況であります。27年度からの経費は記載のとおりであります。ここでちょっと減少している分は、3ページ目の評価の(2)実施経費に書いてありますが、28年度につきましては、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者の大阪市内に設置する相談窓口への勤務回数を減らしたということ。また、29年度におきましては、常勤職員の人件費の減少ということで、経費は減少しております。

4. 民間事業者からの技術提案を反映した業務の履行状況であります。2点ほど提案を受けておりまして、1点目が、寄せられた相談事案についてですが、このトラブルの主な原因の傾向、また実際の助言内容等につきまして、国交省及び地方整備局、これは建設業の許可をやっている部局であります。意見交換の場において報告しているということ。また、建設業取引適正化推進月間というものがあるんですが、その講習会において講演等を実施し、適正化のための普及啓発を行ったということでもあります。

5. 評価ですが、(1) サービスの質は先ほど申したとおり、業務運営に当たり、適切かつ確実に業務が行われているということ。また、回答率、満足度についても適切な回答を行った結果と評価しております。そして、本業務において、特異な傾向を有する事案について情報提供を受けることは行政としても有意義なものと評価しております。

(2) 実施経費ですが、これは先ほどお話ししたとおりです。

(3) 競争性の確保ですが、建設業法等の専門知識を有する人員配置ということは、本業務の質、水準を維持する上で欠かせない部分と考えており、それ以外の部分で要件の緩和等を行っておりますが、現在まで一者入札が続いている状況となります。

6. 次期事業の方針であります。資料3-2の自己チェック資料に基づいて説明させていただきます。

①競争性改善上のチェックポイントの対応状況であります。専門性の高い人員を配置する要件を緩和できないかというご指摘があった点ですが、このことについては、弁護士や土木・建築に携わる有識者の確保を容易にするため、東京と大阪での兼務を可能とすることを実施要項において明確化しました。

また、東京と大阪にそれぞれ窓口を設ける相談対応ということから、東京と大阪で業務を分けて発注できないかというご指摘がありましたけれども、分割発注した場合には、受注事業者が東京、大阪で異なるということになります。そうしますと、管理技術者をそれぞれ置く必要がありますので、現状より費用、コストが増えてしまうということや、また、助言等の不均衡が生じるような恐れもあるのではないかと。また、1者応札が続いている現状において、分割発注した場合は大阪が入札不調となるリスクも考えられるということで、一括発注が望ましいとしております。

②さらなる改善が困難な事情の分析ですが、21年の事業開始から公益財団法人1者による応札が続いているところですが、29年度に至るまでに、例えば勤務要件の緩和、もしくは仕様書に記載内容の充実・明確化等々の業務の質を維持した上で改善を試みているところではありますが、改善には至っていないということ。また、同種業務を行っている中小企業庁へのヒアリングを行ったところ、建設業法等の専門知識を有する人員を配置することは困難という回答であったり、また、建設業関係業務を行っている一般財団法人2社にヒアリングを実施しましたがけれども、やはり、建設業の紛争関係に詳しい弁護士や専門家に心当たりがないと。新たに業務を実施するためのマンパワーがない、そういう相談業務に対するノウハウがないということから、請け負うのは困難という回答でありました。

また、本件業務を鑑みますと、紛争の内容等、特殊性が強いということ。また、相談者の9割は建設業者で、中小・零細企業、もしくは個人事業者が多いということから、相談内容について、主張・問題点について整理をする必要があること。そういった相談対応に係るスキルのほか、重層下請構造等の建設業の特性、取引形態に関する知識、また、建設業法や民法等関係法令に関する知識が不可欠ということ、また、一般的にその相談対応を受ける業務が敬遠される傾向があるとも考えられるということから、専門知識を有する人材の確保が容易でないと考えています。

以上を踏まえると、本件業務の質を維持した上で、これ以上の要件緩和というのも困難と思っているところがございます。

資料3-1に戻りまして、次期事業の方針としましては、本業務の特殊性等の要因から、質を維持した上でさらなる改善を行うことは困難であるため、終了プロセスに移行することにしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 総務省の評価（案）についてご説明申し上げます。

事業概要につきましては、今、国土交通省より説明がありましたので省略させていただきます。

1点、選定の経緯としては、競争性に課題があったことから、平成25年の基本方針において選定。28年度から市場化テストが始まっておりますが、その始まる前からもいろいろと取り組みを行っております。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。結論から申し上げますが、競争性の改善という点において課題が認められますが、国土交通省が作成しました自己チェック資料等の分析の結果、市場化テストを終了することについてはやむを得ないと判断する、としております。

評価方法につきましては、国土交通省から提出された平成29年4月から平成30年3月までの実施状況、これにつきましては平成30年度の事業の入札状況も含めて評価しております。それに基づきまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行いたいと思います。

質につきましては、国土交通省より説明したとおり、設定した質については全て満たし

ていると。また、民間事業者からの改善提案につきましても、アドバイス、説明会という  
ようなアイデアが出されており、良好なものと評価しております。

続きまして、実施経費につきましても、市場化テスト前の平成27年度から市場化テス  
トが始まりました平成28年度につきましても大幅に経費が減少しておりますが、これにつ  
いては実施要項に定める人員配置等を変更しているもので下がっておりますが、28年から  
29年につきましても、人件費等の節減を事業者によって行われたということによりまし  
て、経費の削減努力が図られていると評価できますので、経費についても良好なものと評  
価したいと思います。

続きまして、選定の際の課題の説明をしたいと思います。平成29年度については、結  
果として、説明会・入札者とも1者。また、本年、平成30年度4月開始の事業につきま  
しても、説明会には2者来たものの、結果として入札は1者となっております。

本業務の特殊性等について説明したいと思います。

相談対応に係るスキルのほか、重層下請構造等、建設業の特性や取引形態に関する知識、  
建設業法や民法等関係法令に関する知識が不可欠。また、紛争等、事業者に対する相談に  
丁寧に対応するという点で、そうした対応が必要になってくる。また、一般的に、こう  
した相談業務が敬遠されていることです。

また、中小企業庁や関連法人、一般財団法人等にヒアリングを行ったところ、マンパワ  
ーが足りない、または、法令等の知識を有する人員の確保が難しいという意見が出されて  
いること。分割につきましても、分割した場合、経費が膨らんだり、大阪の不落・不調の  
可能性もあるということでもなかなか難しいという話がありました。

また、資格要件の緩和によってハードルを下げるという点もありましたが、これ以上の  
緩和は質にも影響が出るということで、なかなか難しいということもあり、国交省内の有  
識者会議でも同様な指摘があったところがございます。

事業の複数年度化ですけれども、当該事業を単年度で完結するため、複数年度化とい  
うのもなかなか難しいと考えられております。

続きまして、競争性の改善の取り組みですが、こちらも国交省から説明がありましたと  
おり、要件の緩和、仕様書の記載内容の充実等、また、入札に参加しなかった業者等にヒ  
アリングを行い競争性の分析等を行っており評価出来るとしております。

まとめに行きますが、事業者において行政への当該事業で得られた知見のフィードバッ  
クが行われ、事業の質という点について貢献したものと評価できております。業務の実施

に当たり確保されるべき目標として設定された質については達成されており評価できております。経費の削減についても、市場化テスト以前より削減されており評価できる。競争性につきましては、1者応札が続いており課題が認められるとしております。

まとめとしまして、今後の方針としましては、本事業は平成29年度で2期目であり実施状況は以下のとおりとなっております。

実施期間中に受託事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等はなかった。国土交通省が行う入札及び契約の適正を期し、並びに入札談合に対する的確な対応をするため、公正入札調査会議を現在設置しているということであります。

また、総合評価落札方式を採用している本件業務の入札に当たり、土地・建設産業局物品等調達契約総合評価審査委員会において審議を行っているという体制も整えられております。確保されるべき公共サービスの質においては目標を達成してまいりました。経費の削減においても、従来経費からの削減が達成されております。一方、1者応札であり競争性に課題があるということになっております。

なお、競争性改善の取り組みにつきましては、先ほども述べましたとおり、業務の質を落とさない範囲で考えられる入札基準の緩和や情報の開示等の対応がとられていること。実施要項審議時に指摘のありました、専門性の高い人員を配置する要件の緩和があり、それに対する対応を試みていること。同種の業務を行っている者等にヒアリングを行い、専門性による人材等の確保の困難、新規参入がなかなか容易ではないということが分析されているところ。関係団体等入札が期待される者への個別の広報を実施し、入札参加者の拡大を試みていること。

以上のことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (2) に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審査を通じ厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

なお、今後の入札状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもつけ加えたいと思います。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 どうもご説明ありがとうございました。本件に関しましては、競争性の改善がなかなか困難ということ承っているところですが、この入札してくる方々がなかなか少ないというのは、1つの原因として、この業務を本来、実施する能力を持っているのだけれども、こういう募集があるということ知らないという方がひょっとしているかもしれません。それで、先ほどご説明いただいた、この資料3-2でございますけれども、これの2枚目の真ん中あたりに、具体的に、このような特殊な業務を行っているの、一般的にはなかなか敬遠されるという記載がございますところなのですが、これ、拝見する限り、このような業務を実際に現実に行っていると思われる方々が、おそらくいらっしゃって、例えば、それは、各地の都道府県にある弁護士会さんがこのあたりの業務をやっているのではないかなと推察するのです。

そこで1つお尋ねしたいのは、この同種の業務を行っている方々に対するヒアリングの一環として、各地の弁護士会さんに対するお声がけというのはなさったんでしょうか。

○須田室長 ヒアリングは、中小企業庁と建設業関係業務を行う財団法人だけで、各地の弁護士会には声をかけておりません。

○辻専門委員 今後、ちょっとお声かけをしてみて、ヒアリングをしてみるという予定はあるのでしょうか。

○須田室長 ええ、引き続き前向きに検討させていただきたいと思います。

○辻専門委員 わかりました。

○川澤専門委員 済みません、1点、よろしいでしょうか。今の広報周知の点についても1点、質問させていただければと思うんですが、資料の3-2の2ページ目のところで、平成29年度に至るまでにいろいろな取り組みをされていらっしゃるという最後に、広報・周知の拡大というふうに書いていただいています、今回、特に拡大した先ですとか、そういったところは具体的にございますでしょうか。

○佐藤係長 昨年度の委員会のほうからもご指摘をいただきまして、今まで全国組織のほうに広報していたところ、都道府県のほうに組織があるようなところについても積極的に広報するようにしました。

○川澤専門委員 わかりました。

○尾花主査 終了プロセスの要件の充足の点からなんですが、やるべきことを全部やった前提で終了なんですが、昨年度も弁護士会、ご提案してはどうかというお話があったと記憶しており、それを現状、していないというのをどう見ればいいのでしょうか、事務局はいかがですか。

○事務局 そうですね、弁護士さんが受託できるかどうかというお話があったと思うんですが、はい。でも、実際にそういう弁護士会の可能性があるところについては、まだそういう声かけをしていないということなので、今後、約束をしていただけるのならば、やり尽くしたということを確認していただいて、終了という案を承諾していただければなど事務局としては思っております。

○尾花主査 それでよろしいですか。

○須田室長 はい、わかりました。弁護士会への周知ということですね。

○足達参事官 一応、事務局からのやり尽くしたということについて、やり尽くして市場化テストを終了したからといって、次の年から何もやらないでいいという話ではなくて、当然、広報というのは、やり尽くすことがないわけでございますし、時代、時代においてそういうようなことはやらなければならない。それは、私どもの案についても、この後、ここで委員の先生のご指摘があった考えを生かして、指導を生かして、絶えず前向きにやっていくべきだろうという話でまとめてございます。

そういった一環の中で、ただいま担当からありましたとおり、弁護士会にも広報するということは実施府省もやってみたいという話でございましたが、それについては、市場化テストという枠ではなくてやっていただけるということであれば、それはそれで全体的な、絶えず前向きに進むという中でやっていくという判断は当然あると思います。終了してやっていただけるということを確認していただいて、終了というのは当然あると思います。

○尾花主査 わかりました。あともう1点なんですけれども、現在、常勤の職員2名を特定の場所に張りつかせて法律相談をさせなければならないという制限的な実施要項を定める例は非常に少なくなっております。特に今回の場合、過去の面談の件数を見ると、28年度は50件なので、その50件のために場所を大阪と東京で場所を設置しなければならないというのは、印象としては非常に硬直的で、民間の創意工夫を考えていただくのに硬直的だなというのは思っております、引き続き、その点も継続して検証をいただけるとよいかなと考えています。

○茂原課長補佐 承知いたしました。

○須田室長 はい、わかりました。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(国土交通省退室、文部科学省入室)

○尾花主査 続きまして、「放射線利用技術等国際交流（研究者育成）業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に実施状況について、文部科学省研究開発局研究開発戦略官（核融合・原子力国際協力担当）付、開発企画課核不拡散科学技術推進室嶋崎室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○嶋崎室長 よろしくお願ひいたします。文部科学省研究開発局の嶋崎でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

本日は「放射線利用技術等国際交流（研究者育成）業務」の事業につきまして、平成25年6月に公共サービス改革基本方針におきまして、民間競争入札を実施するということが決定をされておきまして、26年4月より開始をさせていただきました。本日の審議におきましては、平成26年度から今日までに至る実施状況についてご報告を差し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○春日室長補佐 文部科学省研究開発局研究開発戦略官付の春日と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、放射線利用技術と国際交流（研究者育成）事業の業務実施状況について、ご報告申し上げたいと思います。

それでは、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、こちらのお手元の資料の4-1に沿って進めさせていただきたいと思います。

1. 事業概要になりますけれども、こちらのほうは添付資料の概要資料に基づいてご説明をさせていただきます。資料D-3、非公表の資料になります。

まず、本事業の目的でございますけれども、アジア諸国12カ国が参加いたしますアジア原子力協力フォーラム（FNCA）参加国をはじめとしたアジア諸国を中心とする国々を対象といたしまして、各国の原子力関係者を我が国に招聘いたしまして、国内の研究機関や大学等の受入機関において、放射線利用等の研究開発に関する研修・技術実習を実施するというところが目的となっております。

当該事業を通しまして収集した各国の技術情報（原子力、放射線利用の拡大の状況等）

になりますけれども、こちらを国内の原子力施設等の立地地域等に広く提供いたしまして、立地地域等における放射線利用等の研究開発を普及・促進するという目的もございます。

当該立地地域等を、アジア諸国の国内における研究開発の国際交流の拠点とするという目的も有しております。

具体的な業務内容といたしましては、アジア諸国のニーズを踏まえまして、個別の特定課題へのニーズに応えたコースを提供いたしまして、分野全体の知識・技術を把握するための基礎基盤的なコースを設定するとともに、FNCAのプロジェクト活動との関連を重視した内容で研究テーマを設定します。これを通しまして、研修・技術実習を実施するというところが実施内容となっております。

具体的には、こちら、①から⑥まで記載しております、このような業務内容を実施しております。

実施期間といたしましては、平成26年4月1日から平成31年の3月31日を予定しております。

受託者といたしましては、公益財団法人の原子力研究安全協会になっております。

それでは、資料4-1に戻ってご説明を進めさせていただきます。2ページ目の2ポツ目になりますけれども、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価についてご説明申し上げます。

評価事項といたしましては、業務内容と招聘者全員及び全受入機関に対するアンケート調査の2項目としております。業務内容につきましては、民間競争入札実施要項に示す業務を適切に実施するというところを測定しようとしておりまして、業務を適切に実施しており、サービスの質が確保されていることを確認しております。

また、アンケートにつきましては、研究・技術実習が有意義であること、また、各種手続、調整等の対応が満足であることを測定指標としておりまして、こちらはいずれも80%以上及び95%以上の肯定的回答を得ており、こちらもサービスの質が確保されていることを確認しております。

具体的なアンケートの結果につきましては、2ページから3ページに記載をしております。

4ページ目に進みまして、3ポツ目の実施経費の状況及び評価結果につきましてご報告申し上げます。市場化テスト前の従前経費と比較いたしまして、約16.6%、877万円ほどの経費削減効果があったことを確認しております。

続きまして、4 ポツ目になりますけれども、民間事業者からの提案による業務改善の状況についてご説明申し上げます。

全招聘者と全受入機関に対するサービスの質に関するアンケート結果を踏まえた民間事業者からの提案改善に基づきまして、主に2点の業務改善を実施しております。

まず、1点目でございますけれども、受入研究者が提供する研修実施内容につきまして、従前は当事者双方が直接、コミュニケーションを取る機会がなかったという状況でございましたので、ミスマッチが多少生じている状況がございました。こちらを、受入研究者からの要望等を踏まえまして、招聘者の決定後、来日3カ月前から、受入研究者と招聘者の意思疎通を円滑にして研究計画等のミスマッチを解消できるよう、円滑なコミュニケーション体制を整備することで改善をしております。

2点目になりますけれども、提供している3つのコースのうち、基礎基盤コースというコースがございますけれども、こちらは基礎基盤を提供するコースでございましたので、研修実施内容は受入研究者に一任していたという状況がございました。こちらのほうも受入研究者のほうから要望がございまして、招聘者及び受入担当者の双方において研究・実施内容にそごが生じないよう円滑なコミュニケーション体制を整備することによって、研修・実習内容を事前周知することによって、それぞれのミスマッチを改善するということをしております。

続きまして、本事業の全体的な評価をご説明申し上げます。

本事業への民間競争入札の導入によりまして、実施経費は16.6%削減できております。また、実施状況評価期間の平成26年度から29年度における受入機関及び招聘者へのアンケート結果では、全項目において80%以上の肯定的回答が得られております。特に招聘者へのアンケート結果では、全項目において95%以上の肯定的回答が得られております。また、研究内容及び基礎基盤コースでの進め方につきまして、受入研究者と招聘者のニーズをより一致させるよう改善を行ったことにより、26年度から27年度に比べまして、28年度、29年度では、「非常に満足であった」、「非常に有益であった」の割合が顕著に増加しております。

以上のとおり、全項目におきましてサービスの質を確保すべき事項及び目標を満たすべき要求水準を達成していることから、実施要項において設定した公共サービスの質の維持向上及び経費削減の双方の実現が達成されたものと評価できると考えております。

最後、6ポツ目になりますけれども、今後の事業推進の方針につきましてご説明申し上げ

げます。

事業の実施状況につきまして、市場化テスト終了プロセス、及び新プロセス運用に関する指針に定められている基準の観点でご報告申し上げます。

まず、1点目になりますけれども、実施期間中には、民間事業者が業務改善指示等を受けたり、また、業務に係る法令違反行為等がなかったことを確認しております。2点目になりますけれども、文部科学省内に設置している外部有識者で構成する物品・役務等契約監視委員会におきまして、事業実施状況のチェックを受ける仕組みが確保されております。また、入札におきましては、2者の応札であり、競争性が確保されたと考えております。4番目に、確保されるべき公共サービスの質におきましても、全ての目標を達成したと考えております。経費削減におきましても、従来経費から16.6%の削減効果を上げていると考えております。

続きまして、次期事業の実施方針につきましてご説明申し上げます。

以上のとおり、本事業につきましては、総合的に判断すると、良好な実施結果を得られていることから、次期事業におきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を満たしておりますことから、終了プロセスへ移行した上で、文部科学省の責任におきまして本事業を実施することとしたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後につきましても、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続、及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、公共サービスの維持向上及びコスト削減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省の行政管理局公共サービス改革推進室からご報告を申し上げます。

まず、事業の概要等につきましては、実施府省からの説明のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2ページ目をおめくりいただきまして、評価でございますが、事務局といたしましては、終了プロセスに移行することが適当であると、このように考えております。

この評価方法についてでございますが、平成26年4月から平成30年3月までの実施状況について3つの観点から評価を行いました。

1点目、サービスの質の確保、これにつきましては、こちらの2ページ目の表をごらんください。確保されるべき質の達成状況につきましては、3つの測定指標、それぞれが適切に履行されております。また、民間事業者からの改善提案につきましては、先ほど実施府省からの説明がございましたが、2点の改善提案が挙げられて、これもサービスの質の向上に貢献していると評価しております。

次に、2点目の実施経費でございますが、3ページをごらんください。実施経費につきましては、従来経費と比較をいたしまして約877万円の減少が認められました。結果的に削減率は16.6%となったということから、効果があったものと評価しております。

3つ目の競争性についてですが、こちら①から④の改善策を講じた結果、複数応札となり改善が認められたと評価しております。

評価のまとめといたしましては、平成26年度から平成29年度の4か年において、全て目標を達成していると評価いたしました。また、民間事業者の創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価しております。

実施経費につきましても、重複いたしますが、877万円、16.6%削減できたものと評価をいたしまして、公共サービスの質の維持の向上、及び経費削減、このいずれにおいても実現が達成されたものと評価をいたしております。

最後に今後の方針でございますが、本事業の市場化テストは今期が1期目でございます。事業の全体を通じまして、実施状況につきましては実施府省も報告を上げているとおりでございますので、ここも割愛をさせていただきます。

最後のページになりますが、以上を踏まえまして、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)良好な実施結果が得られた事業の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが妥当である、適当であると考えております。

なお、市場化テスト終了後は、事業実施について法の対象から外れることとなりますが、今後も引き続き文部科学省が、みずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めて参りたいと存じます。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

はい、どうぞ。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。事業の質の維持向上の要因として、先ほどもご説明いただいた民間事業者からの提案で、研修生と受入研究者との円滑なコミュニケーション体制の構築というところを何点か挙げていただいたかと思うんですが、具体的にその円滑なコミュニケーション体制というのはどういった内容になりますでしょうか。

○春日室長補佐 これまでは、実際、招聘者が決定いたしましたからは、基本的には必要な手続を終えまして、それで実際、招聘者を迎えるに当たって、直前になってから、それぞれの連絡先を伝えてというような状況になっておりましたので、実際、事前すり合わせを行うという観点では、どちらかという、招聘者と受入機関側に任せていたという状況がございました。ですので、大丈夫だと思って受け入れたところを、来てみたら実際、考えていたことが違ったというところがございましたので、そちらを、受託者側でEメールですとか、電話ですとか、そういったところをつなぐように、コミュニケーションを促すような形で体系的に全ての招聘者と受入機関に対して、そういうようなことを促したというような体制としております。

○川澤専門委員 何か実際にフェイス・トゥ・フェイスではなくとも事前にメール等で連絡を取り合うというところが、かなり質の向上に役立ったということですか。

○春日室長補佐 そうです。そこを定型的にそのような仕組みを取り入れたということです。

○川澤専門委員 わかりました、ありがとうございます。

○浅羽副主査 じゃあ、よろしいですか。ご説明ありがとうございます。今期の入札におきまして、その前段階の説明会に結構な者が参加したと伺っております。ただ、だからといって全ての者が応札したわけではないと思うんですけれども、その応札されなかった者にヒアリングをしたというふうにも伺っているんですが、そうした結果などを踏まえまして、別に今般が悪いと言っているのではないのですけれども、次期の調達に関して、より工夫できる点などは現時点で 御省で何か考えていらっしゃる点がありましたらご紹介していただきたいのですけれども。

○春日室長補佐 はい。ヒアリング等を行って引き続き、他の事業を含めて改善を図っております。アンケート結果によりますと、比較的、回答では、想定している事業と近いですとか、肯定的な回答を得られているんですけれども、得られた割には、なかなか手を挙げてくれないという状況もございまして、引き続き、どういう改善を図っていこうかというふうに考えております。やはり、ヒアリングする中でわかってきているところといたし

ましては、なかなか具体的な事業の実施内容が仕様書からは見えないというところが、よく声で上がっているところがございますので、こちらにつきましては、継続的に仕様書の見直しを行っております。市場化テストに入る前の仕様書からも、市場化テストに入ってから仕様書からでも、実際、どのようなコースを提供するかというところも具体的に記載するような工夫をしておりますので、その点につきましては、アンケートの結果も踏まえまして、具体化というところを進めてまいりたいというふうに考えております。

○川澤専門委員 追加なんですけれども、先ほどおっしゃっていたような仕組みについては、民間事業者からの提案に基づくものではあるんですけれども、いいものは仕様書の中に取り込んでいただいて、ぜひ、それも業務の一つとして、仮に事業者がかわっても実施できるような形にしていただければということについてご検討いただければと思います。

○春日室長補佐 承知いたしました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「放射線利用技術等国際交流(研究者育成)業務」の事業の評価(案)等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございませぬ。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(文部科学省退室)

— 了 —